

でいいのか、そういうあれをちょっとお聞きしたかったのです。それをお願いいたします。

○阪本氏 その部分で言いますと、我々は美容師免許という部分で、否定してはいけないのは、美容について、また衛生について、皮膚理論について、毛髪学について、勉強しなくていいと言っているのではないですね。このまつ毛エクステンションは、美容師学校で学んでいることだけでは足りないと。その部分でお話をしていますので、美容師免許を持っているから安全で、美容師免許を持っていないから危険であるというくくりをまず検討していただきたい。で、2番目の質問にありました保健所の対応ですけれども。

○福下臨時構成員 もう一度。技術トレーニングや講習会を実施しておるというお話をなので、どのような、どのくらい、何時間かけて、または何日間といいますか、何年といいますか、そのカリキュラムの具体的なことを教えていただきたいのです。

○阪本氏 これは傍聴の方に聞いてもいいですか。

○堀江生活衛生課長 だめです。

○阪本氏 具体的にスクールをしている。基本的には。

○傍聴者 50時間から100時間で、自主トレーニングを入れて300時間です。

○阪本氏 技術面の作業は非常にシンプルな動きですので、美容学校のように、2年間というものではなくて、全国の平均だと100時間ぐらいだと思います。その技術研修と知識の方の勉強、それは我々の協会がやっているのではなくて、それをビジネスとして、各周りにスクールさんがございますので、そのスクールでしっかりと学んでいるというのが現状です。

○福下臨時構成員 スクールというのはどういうスクール。

○阪本氏 まつ毛エクステンションの専門のスクールです。

○福下臨時構成員 そこが50時間、100時間、随分幅がありますね。

○阪本氏 そうですね。まだまだ幅があると思います。

○福下臨時構成員 それは、その受けに当たって何か基準というのはあるのですか。どなたでも受けられるのですか。

○阪本氏 我々の協会としては、ちょっとお話の方をまとめさせていただきますと、美容師免許を持っていても持っていないても受講できるという窓口を開いております。というのは、3年前に通達が出たころに、消費者庁の方の問題も含めて、国民生活センターのときに、要は、トラブルをなくすことを一に、協会の方も検定と教育を始めており、そういう意味では、検定で試験だけをしているのではなくて、それが安全基準というものの業界の一つの技術の担保というもののつくりにつながるようにと思って実施しております。

○福下臨時構成員 では、次の保健所のことをもう一つ御回答いただければと思います。

○倉田座長 対応がばらばらということを先ほどおっしゃいましたが、どういうことかと。

○阪本氏 数を挙げれば、この3年半の中でもう数限りないのでけれども、何か通達が出ましたということで、本来は美容師免許でないと、美容所登録をしているサロンでない

とだめということで、即刻営業停止というふうに動かれる保健所があります。それと、この半年間猶予を見ましょうという保健所があります。この免許をとるのに2年、通信で3年かかりますので、3年間猶予をしましょうという保健所があります。これが各自治体によってばらばらなものですから、我々、全国からの情報を得ている中で言いますと、本来は持つべきであると提言はしておりますが、現状、保健所の方の担当者によって非常にサロンに対する要望は違っているのが現状です。

○安藤氏 保健所様の対応に対して、厚労省様の通達が出る前と出た後ということでも極端に対応が違っております。私どもが出店するに当たって、まず、通達前、通達が出される前、保健所の方にお伺いをしたことがあります。このときに、エクステンションそのものを御存じないという保健所の方もたくさんおられまして、実際にこういう技術なのですということを、イラストを入れながら解説したりして、これは保健所登録する必要がありますか、担当者は美容師でなければいけないですかということを幾つかの都市で聞いたことがあります。そのときには、保健所の方の対応としては、いや、これは直接皮膚にさわるものではないし、ましてはヘアではないというように、回答はかなりばらばらだったのですが、これは全く美容師法に関係ないのではないかというお話を結構聞きました。

今度は、同じ人に、この通達後に、いや、通達が出たので、美容師でやってください、美容所登録してくださいということも一部にまた言われた経緯もございます。ですから、今、阪本さんがおっしゃったように、今でもやはり、美容師法であるということの考え方については、恐らく保健所の方々、一致しているとは思うのですが、その指導の仕方がかなりばらつきがあるなという感じは、恐らく傍聴している経営者の方々もそうだと思いますが、全国の方々のそれぞれ情報を寄せ集めると、いろいろ対応違うよねということにはなっていると思います。

○福下臨時構成員 保健所からの指導が入る直接の原因というのは何なのでしょうか。例えば受けた人から何かクレームがいって、保健所を通して来たのか、それとも何か別のルートから、指導が入るということは何か情報提供があったからだと思うのですけれども、それはどんなことでしょうか。

○安藤氏 一概に、保健所の方が経営されているお店に来るなり、あるいは電話される一番の要因というのはつかみ切れておりませんが、聞くところによりますと、やはり美容所を登録して美容師がやっているサロンの方々から、あそこは美容師でない人がやってそうだよとか、あそこは美容所登録していないのに何でほうっておくのなんていうことのお話も、これはよく聞くことがあります。恐らく、先生の方にはいろいろ、消費者クレーム等で、アウトサイダーの方が、ちょっとお客様にクレーム対応がまずくて、実のところ、そこが保健所登録してなかったということで、保健所がお邪魔したりということはまれにあろうかと思いますが、やはり同業者からのそういう声が保健所の方に届いてということが一般的に多いのかなとは考えております。

○福下臨時構成員 ありがとうございました。

○鈴木臨時構成員 私は、理容業、美容業の代表でここに来たのではなくて、美容学校の代表として来ているわけですけれども、美容学校は2年間で2,000時間以上の授業をしなければならない。そして、国家試験を受けて資格をとるということになっているわけですね。今のまつ毛エクステという、体の一部分だけの勉強ということではなくて、体の中の大事な部分の技術をするわけですから、しっかり体の仕組みというか、そういうものも学ばなければならないし、法的なこと、そういうことも大変大事なことだらうと思うのです。

ここに、美容師は、特段の意味もなくということで、美容師みんながまつ毛エクステしているわけではありませんので、それと、技術というのは、特化する場合には、美容師の資格を持ったほかに、ネイリストだ、エステシャンだということで勉強しているわけですから、そういう意味では、それをやる人は更に勉強しなければならないだらうと思いますけれども、わずかな100時間でその技術ができるということ自体が、私は、少しというか、大いに疑問を持ちます。

そして、この2ページに、理容師法、美容師法の規制になじまないものと考えられる諸サービスについてということですけれども、アイブロースタイリングというのは、理容なんかでは、シェービングの中にアイブローというのはしっかりとメニュー化されておりまし、また、背中などのむだ毛、これは花嫁着付け、花嫁をする場合に背中の方とかまでもやはりきちんとシェービングして、そして技術に当たっている。それからヘッドスパその他も、しっかりとした技術を、資格を持って、更にそういうことを勉強してやっていまして、その辺について、なじまないサービスでどうのこうのというのはちょっといかがなものかなと感じます。このことについては、あと業界といいますか、代表の先生からお話をさせていただけますか。

○池田構成員 ちょっとお話というか、私からも少し確認質問なのですけれども、今の50時間から100時間、技術研修、講義も含めてということですが、そういう中で、衛生面の取扱いというのも非常に重要なだと思うんですね。消毒の話というのも出ましたが、そのほかに皮膚疾患の話も当然あると思うのですよ。手指とか、人の顔を扱いますので、例えば疥癬とかしらくもとか、その辺の知識がどの程度あるのか、この辺も非常に重要なことだと思うんですね。50～100時間の間に消毒に関する知識をどの程度やっているのか、あと、皮膚疾患についてはどの程度のレベルの知識を与えていたり、その時間数はどうなのかということを教えていただきたいということ。

もう一点、先ほど、保健所の対応がばらばらというのがありました、平成20年、たしか3月ですか、国の方から通知が出されて、これは美容師でないとダメだと。美容行為だと。やるに当たっては美容所の開設の届け出を提出しないとというのが明確に出ております。そういう中で、保健所の担当職員に聞いて、知らないというのは、正直、私は考えられないなと思うのですが、それは保健所の担当の所管部署なのかどうかというのが非常に疑問に思ったところです。

あと、3年間の猶予を与えますというところの行政機関というのは一体どこなのか。普通は考えられないですね。これは速やかに届け出をして、その上で、一旦仕事をやめて、保健所の手続をとって、それで確認を得てからまた業を再開する。これが当然の話だと思うのですね。その辺が本当に保健所間がばらばらなのかというのがちょっと疑問に思っている部分です。

あともう一点お聞きしたいのですが、そちらの協会さんの方で検定試験とかやって、これまで、2,600名ほどですか、受講されたということで。そういう中で、今回の国の通知なども出されて、これは美容師でないとダメだと、また、やるに当たっては開設届けが必要だということを当然講師の方も御存じだと思うのですよ。東京都の方も、関係協会、団体の方に通知でその辺はもう出してありますので、当然御存じのはずだと思いますが、それぞれの加盟会員の方に御周知くださいということもお願いしているのですが、そういう中で、こういう検定、セミナーをやったときに、今回、国の通知でこういうのが出ていますよということに対して、どのような見解、コメントをしてそういうセミナー参加者とかにお伝えしているのか、その辺お聞きしたいと思っております。

○倉田座長 質問に関して、何か回答ございますか。

○阪本氏 まず、そのポイントとして、先ほど鈴木先生の方からあった御指摘の中の、100時間というのが短いというのが、我々はパツ美容という部分での、特化した部分のカリキュラムが100時間ということであって、我々、美容というカテゴリーの中で、エステティックやネイルというのと同じように、現状として美容学校の中にエステ科があつたりネイル科があつたりあると思います。ただ、エステ科だけを出た人とか、ネイル科だけを出た人は美容師免許はとれないという仕組みだと思います。ですので、我々も、いち早く、美容学校の中にまつ毛エクステンション科というものを特科として設けていただいて、その中で、それが美容師免許につながるというものとはまた別の意味で、それは教育すべきだというのは我々も望んでいるところだということが1つポイントとしてあります。

それが、勉強しなくていいよと、また美容師免許のように、勉強しなくてなれる職業に認めてくれというのが我々の要望ではありません。特化した学習をした者を、美容師免許と違う形で認めてもらいたいというのが我々のポイントですので、この文面で言うと、美容師免許が無意味でというような表現になってしまっていましたが、そういう我々の立ち位置ではなくて、美容師免許であることだけではこの安全性は守れないですよということです。

実際に我々も、来年の4月からに向けて、たくさんの美容学校で、まつ毛エクステンション科であつたり、特科で、課外授業でまつ毛エクステンションに取り組むというところに講師を派遣する話がたくさん来ております。もう実施されている学校さんもあります。そういった意味では、学んでなる職業ということは我々も望んでいることですので、美容学校が意味ないとか、美容師のように勉強することが意味ないことで、それを免れたいという我々の立ち位置でないことはちょっと御理解いただきたいというのがまず1点目です。

その次に、池田先生の方からありました部分は、今日、事務方の方が席に座っているのですが、実際に衛生であるとかそういった授業をしている先生たちもいるのですが、傍聴の方には御意見は聞けないわけでしょうか。

○堀江生活衛生課長 ちょっと交通整理させていただきます。

私どもは、今日からこのテーマについての本格検討に入って、第1回目として、まつ毛のエクステンションを実施している団体の皆さんからお話を聞きましょうということで、実は今日、3団体の方に来ていただいていますけれども、別にも発言したいということもありますので、それはお聞きいただくようにしたいと考えております。

それから、先ほど三浦臨時構成員の方からアイリストという言葉が出ましたけれども、アイリストというのは、多分、一般名詞にまだなってないのだと思っていまして、あと、アイリスト協会さんはアイリスト協会とお呼びになっているのと、登録商標かなんかにもなっているみたいな話も来ていまして、今、ここの場所ではまつ毛エクステンションを実施する者としていただいた方がいいのかなと思っています。

それで、今、阪本さんの方からお話がありましたように、今日は、私ども、事務局の方に来てくださいとお願いしたつもりもなければ、とにかく団体の方から来てくださいとお願いしましたので、さすがに答え切れないこともあるとは思いますので、それはまた次の機会にしていただいたらいいかなと思っています。それから、施術者の方であるとか、これについて、教授、レクチャーといいますか、先ほどからの言葉をそのままおかりしてしまえば、50時間とか100時間をやっておみえになる方の講師をしている方ですか、あるいは医学的なこともきっちり検討してということですので、多分、眼科医ですか皮膚科医のアドバイスも受けていられるのかなとも思っておりまして、もしそういう方があるなら、こちらの検討会の方にも詳しい先生お見えになりますので、そういう方も、また必要があれば来ていただけたらと考えているという状況でございます。

今日、この3人の方に全部答えなさいというのはなかなか難しいかと思いますし、それから、今日聞いていただいて、答えられなかつた部分もあると思うので、それは後で紙で出していただくとかすれば、きっちり私どもの方で、余り厚いものも困るのですけれども、提出させていただこうかと。そういうことでいけば、今日来ておられる方、あるいは委員の方の間でも比較的公平かなと思いますので、いかがでございましょうか。

○倉田座長 それはわかりました。それで、更にちょっとお聞きしたいことがあるのですが、今、回っていたのを見ますと、医師であって、目のことのテキストはいっぱい持っていても、分野違いますが、感染症の問題とかいろいろ、皮膚が5センチ傷ついたら縫えばそれすぐ治るのですが、目の方はそんなわけにいきないのでよ。ユキウバがたれたって大変なことになりますし、そういう意味でいくと、そこに疾患名がいろいろ書いてありますが、そういうことをちゃんと、だれが教育しているのですか。眼科のそういうことの専門の方がきっちり教育しているのですか。テキストで病理と書いて、そこにいろいろ書いてありますが、だれか眼科医の方がきっちり監督されてやっているのですか。トラブルも

含めて。

○阪本氏 すべての団体ではないですけれども、我々の協会の方では、眼科医の先生が、数名の方がついていますので、すべてのテキストづくりも勿論ですし、セミナー、講習も、眼科医の先生が直接、アイリストと呼んでいますけれども、技術者の講習の方に参加していただいて、直接講習も全国で行っております。

○倉田座長 ほかに何か。

○秋山構成員 先ほど、安藤さんだったと思うのですけれども、9団体に所属されている方がおおよそ5,000ぐらいだというお話がありました。そして、阪本さんの方から、協会で行っている研修会の受講者が現時点2,600名ぐらいだという発言がございました。ということは、その9団体に所属している方の約半数がまだ研修を受けてないと理解してもよろしいのですか。

○阪本氏 今、安藤さんが言われた数というのは、全体の数は、各9団体に所属している人の数だと思います。それと、私が申し上げたのは、そのうち日本アイリスト協会の検定を受けている人の数ですので、今、安藤の方で申し上げたかったのは、まだまだ我々の力不足で、みんなができる3年4年の団体ですから、全体のこのまつ毛エクステンション業の中に網羅することはできていないのが現状ですという意味で言ったことだと思います。

○秋山構成員 ですから、今、協会に所属している方の約半数ぐらいはまだ研修を受けていなくて実施していると理解していいのですか。

○安藤氏 秋山先生のところで言いますと、今、一部回覧させていただいておりますが、9団体の統一されたテキストですか、あるいはそういった安全衛生基準を、今、現時点で統一化はまだしてございません。ただ、各団体様がそれぞれに、アイリスト協会さんというところで言えば、そういったテキストをつくって、必ず講習をしている。ほかの団体さんも、その団体のテキストをつくった上で会員様に教育している。ですから、その中で、今、5,000社のうちの2,500～2,600がアイリストさん、それはたまたまそこがアイリストさんで受けているのであって、残りの2,500くらいの方はそれぞれ別の協会さんに、今、入っています。そこはそれぞれの協会さんがこういったさまざまなテキストを準備されていますので、それをもとに講習をされている。ですから、秋山先生がおっしゃったように、半分が全然教育を受けてないということではございません。

○秋山構成員 ではないのですね。

○安藤氏 はい。

○秋山構成員 わかりました。

○倉田座長 ほかに。

○大久保氏 補足ですけれども、私どもの協会の方でも、今、会員が400社ありますね。その中で、今までずっと実施してきて、約3,000人ほど、検定試験を受けて、一応私どもの協会で定めたカリキュラムで教育を受けていただいて、試験を受けていただいて、現場でやっていらっしゃる方も約3,000人弱おります。ですから、この辺の数を集めると、大

きな団体、この2つしかありませんので、先ほど安藤さんが説明したような数にだんだんなってくると。

では、現在、実際にこの業をやっているサロンの数がどのくらいあるのだというのは、残念ながら、実態調査ができておませんので、電話帳とか何かでまた調べるしかないのですけれども、全体の構成率としては、多分、2割、3割と。どこかの組織に属しているのはそんなものだろうと。大体それが実感なのですね。教育制度とか何かについては、それぞれの団体がそれぞれのカリキュラム、それぞれの教育システムでやっておりりますので、教科書は、先ほど言ったように、統一されていない。

衛生基準について、私どもの協会で言えば、先ほど言いましたけれども、第一種衛生管理者のそういう資格制度がありますので、そういうものをできるだけとっていただく。我々の協会としては、それに基づいた、ベースにした同じような衛生基準のテキストをつくって、それだけの専門の教育を受けていただいて、技術の試験とは別に、衛生基準だけまた試験をやって資格をとっていただく、勉強していただくという努力をしております。

○秋山構成員 そうすると、大久保さんのところでやつていらっしゃる研修会の総時間数はどのくらいですか。阪本さんは50時間から100時間というお話をされたのですが。

○大久保氏 これは、先ほど言いましたように、いろんなシステム、スクールがいっぱいあります。スクールがそれぞれ学校ビジネス的な形でやっていまして、今、業をやっている人が改めて勉強に来る場合、あるいは、全く素人の人がこれから勉強して、そういうサービス業に入つていきたいという場合、ですから、最短で例えば何週間というコースから、本当に本格的にこれを商売でやつていこうとする場合は2~3ヶ月かかる講座、そういうのを、先ほど言ったスクールごとに、お客様というか、参加者がどのレベルまで勉強したいのか、どういう範囲でやりたいのかによって、このカリキュラムの長さが全部違つてくるわけですね。

先ほど言ったように、業界として、残念ながら、統一資格制度ではありませんので、それぞれの業界、それから、その業界に所属しているスクールをやつている経営者の方たちとその辺は話し合いをして、せめてこのぐらいのレベルが要るだろうなど。我々の協会なんかですと、これは先進国は韓国になるものですから、韓国の方で非常に大きな組織、団体がもうありますし、ほぼ理・美容師と同じ資格でやつているのですね。その団体なんかと業務提携して、向こうのいろんな教育システムなんかも導入して、先にやつていますので、そういうものを参考にして、今、積み上げている最中ですね。

○堀江生活衛生課長 今お聞きしていると、要は講習 자체は団体の外のところで、スクール、さつきからなぜかそこだけ英語なのですけれども、でやつていただいていて、それを受けてきた人が各団体の検定試験を受けていただいて、受かった人が認定されていますと、そういう感じですか。

○阪本氏 はい。

○大久保氏 勿論、会員さんが業をやりながらスクールもやっておりますね。うちの協会

ですと、うちの会員さんがやっているスクールの卒業生の方たちがうちの協会の検定を受けるような形になりますね。だから、アイリストさんはアイリストさんになります。うちの場合は、アイリストという名前をこちらで使っていますので、アイデザイナーという言葉でやっています。申し訳ないですけれども、その辺もまだ統一できていませんのでね。

○堀江生活衛生課長 よく、ネイルやる人がネイリストですという人が、自分でネイルをやるだけでなくて、教えてあげていますと、そんな感じなのですか。スクールというのは、学校みたいのがあるのですか。

○枝折氏（辻臨時構成員代理） いろんなところに、各県にスクールありますね。恐らく、そこで免許をいただいた人がまたそこで指導している、スクールをやったりしていますね。そうすると、本当に技術的なものというのが薄くなっていくのですよ。こういうのは本当に営利だけを目的みたいに僕は思う。美容師たるものは、美容、美しくしてあげる、髪形でもフェイシャルもそうですけれども、やはりそういう気持ちがあってこそその仕事なのですよ。そういう点では、私も実際、美容師で 10 年前にやり始めて、自分がお客様にするのは 1 年間勉強しました。それでも足りないぐらいです。しかも、美容でカットも何ができる技術者です。すごく大変な仕事です。だから、先ほど言ったように、シェービング、そる、自然となってきてしまうのですね。だからゆえに、やはりもっと高度な勉強をしなければいけないのではないかと私は思います。

○倉田座長 ちょっと私に言わせてください。目というのは非常に大事なのです。先ほど言ったように。それが自分たちで資格を決めて目をいじるというのは、私としてはいかがなものか？と、さっきからずっと聞いていまして、テキストをぱらっと見せていただきましたが、それで、もう一度聞きますが、各々のサロンには顧問の眼科医がついているのですか。これは極めて大事なことなのです。トラブル起きたら遅いのですね。そういう意味でさっきちょっと聞いたのですが、その話をもう一回確認したいのですが。

○大久保氏 業を営んでいる方たちは、1人で業をやっている、マンションの一室、あるいはどこかの場所を借りてやっている、非常に弱小・零細企業、簡単に言うとそういうことになります。したがって、そこに一人ひとり、お医者さんを顧問を置く、あるいは顧問契約をしていただくというのはとてもパワー的に無理です。したがって、私どもなんかは私どもの協会の方で顧問の先生をセッティングして、何かあればその専門の先生に相談するという形をとっているのが実態だと思いますね。企業として、何店舗かチェーン展開しているようなところは、会社ごとに、勿論、おつき合いしているお医者さんがおるはずですが、全体からすると、そういう企業体になっているところもあるけれども、先ほどから言っているように、1人2人でやっているお店というのが非常に多いのですね。そういうところは、残念ながら、お医者さんにお願いに行ってもまず聞いてもらえないだろうし、また費用的な負担も大きいわけですね。したがって、そういうところについては私どもの協会なら協会の方でそういう顧問のお医者さんたちもお願いしていて、何かあればそこに相談するという形をとっているのが実態だと思います。

○倉田座長 そうしますと、また次の機会もあるかと思いますが、具体的に眼科医の方がきちんとそういうことに関して目を注いでいるというのがどのくらいあるのか、数字が出来れば、次回で結構ですが、是非いただけるとありがたいと思いますがね。参考のために。ほかに。

○三浦臨時構成員 私は利用者なので、そういう意味では、どこのサロンでも、統一された、きちんとされたルールと技術にのっとって、安全性がきちんと担保される、そして確実にいい施術をしていただける、消費者が考えるのはそういうことなわけですね。ただ、現状では、どのくらいの訓練を受けた人かもわからないわけですよ。どこのサロンに行つてもわからないし、資格は出ているけれども、ぱっと見たところでも、既に9団体あるわけですね。例えばフリーペーパーを見たりして、みんなこういうのに電話して行ったりする人がほとんどだと前回も言いましたけれども、今週号では、「厚生労働省の定めに基づいた保健所届け出サロン、口コミ実績ナンバーワン」というのが大きく、ばんと出ているサロンがあって、ここがアウトサイダーかどうかなんて、消費者にはわからないのです。アウトサイダーだから知りませんと言わされたらどうしたらいいですか。

そこが一番困るところなのです。選べないです、消費者はわからないから。だからこそ、このように統一資格をきちんとつくってやるというのはとても大事なことだとは思うけれども、それを全ての消費者に流布させることができるのがというと、これも至難の技だと思います。私たちは資格をちゃんと確立しました。だけれども、アウトサイダーがねと言われてしまったらどうするのですかということなのです。全部を掌握するのは無理ですね。エステティック業界だって全然それができないわけだから。それは自分もエステに行っていたからわかる事であって。だから、私はどっちが悪いとか、こうしなければならないとかいうことではないのだけれども、ここは、座長、やはりゆっくり、本当にちゃんとやっている人たちの話をもっとヒアリングしなければダメかなと思っています。

○倉田座長 それは、今日はとりあえず3人の方からお聞きするということでしたので、その後、何回にもわたって具体的なヒアリングをやると課長から聞いておりますので、今日は時間もそろそろ来ましたので、これについては。

どうぞ。

○黒田オブザーバー 消費者庁の消費者政策課長の黒田と申します。

済みません。もう時間がなければ別途回答していただきても結構なのですが、ちょっと質問だけさせていただきたいのですが、要望書2ページに、「民間資格である『専門美容技術者資格(仮称)』を与える」とありますけれども、今お伺いしている限りですと、各協会による独自の民間資格は既に存在するということだと理解したのですけれども、その資格とこの資格は一体何が違うのかということで、伺っている限りですと、中身が違うのか、それとも与えるという人がたまたま今回は統一するというところが違うのか。その辺が、もう既にある資格と、ここで新しく御提案されている資格の違いは一体、ポイントは何なのかという点をちょっとお伺いしたかったと思ったのと、あと、次のページに、米国では

個別ライセンス方式が採用されているということで、これが参考になるということですけれども、これもおわかりになる範囲でお伺いできればと思いますが、これらの資格というのは、いわゆるそれぞれの業界団体でつくっている独自の資格のことをおっしゃっているのか、それとも、米国には国家資格的にそれぞれ個別にライセンスがあるのか、その辺もおわかりになれば教えていただければと思います。

○大久保氏 お答えできる範囲であります。これはエステの業界も同じですけれども、先ほど言いましたように、今、それぞれの団体が独自にいろんな教育制度、カリキュラムをやっていますね。これは我々もどこかで、業界でやはり統一した、一般的なスタンダードをつくって、統一資格試験、統一資格技術の教育ということをできるだけ早くつくっていきたいなという意味合いの話ですね。

それから海外について、韓国なんかではほとんど国家資格に準ずる、美容師資格に準ずるような形でスタートしています。アメリカの場合は、御存じのとおり、州ごとに全部違います。エステティシャンの資格制度も、州で資格をとって、こちらの州では使えるけれども、その資格を持って隣の州に行くと使えないという州と、それから、全くノーガードで、ニューヨークの隣の何とか州は全く資格が今ないですね。勝手に素人がそのままやっていて、いろんなトラブルが起きているという実態もあります。アメリカの場合は、基本的にはエステティシャンでなければできないよと、エステティシャンの中でもまた専門の教育を受けた人でなければできないよと言っている州と、全くそういうことが決められていらない、自由にできるというのもあります。アメリカの場合、非常に大ざっぱなので、日本にすぐ参考にするのはなかなか難しいのかなと。

○黒田オブザーバー 浩みません。私が聞いたかったのは、アメリカの制度そのものを知りたいのではなくて、参考になると書かれているので、どの部分を参考にすればいいと御提案されているのかという部分を聞きたかったということです。

○安藤氏 この外国の件につきましては、改めてきちんと書面で、こういう部分であるということを堀江課長を通じてお届けしたいなと思うので、この場では控えさせていただきたい。時間の都合もございますので。

○堀江生活衛生課長 韓国の制度が極めて近いということで、それも何か参考になるかもしれませんので、提供していただけたらと思います。

○倉田座長 幾つか出ました。今日は時間もないですから、質疑は打ち切りますが、幾つか出たものに関して是非文書でいただきたいですね。参考になる冊子なり何でも結構ですが、あれば、それもいただきたいと。事前にまた我々も勉強しまして、更に質問をするなり新たなヒアリングをしたいと思いますので、先ほど課長から言われましたように、現実にやっている人の御意見も聞きたいということですので、そういうことを含めて、また次回にお願いしたいと思います。課長、それでいいですか。

○堀江生活衛生課長 はい。

○倉田座長 それでは、まつ毛エクステンションにつきましてはこれまでとしたいと思い

ます。次はまた別なグループになりますので、関係者の皆さん、どうもありがとうございました。御苦労さまでした。

それでは次に、ビル管理技術者、理容師、美容師試験の指定制度についての議論をしたいと思います。事務局から説明をお願いします。これには、こちら側に並ぶ方々はいないのですか。傍聴だけですか。

○堀江生活衛生課長　はい。

○新津課長補佐　それでは、資料6をごらんいただきたいと思います。「ビル管理技術者、理容師、美容師試験の指定制度関係資料」ということで御用意させていただいております。1枚おめくりいただきますと、前回からしばらく時間たっておりますが、前回は7月8日を開催しました検討会におきまして概要の方を御説明させていただきましたが、その1ページ目をごらんいただきますと、「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」報告書、これは抜粋しておりますが、この中で指摘が公益法人の関係でされているということでございます。

大変申し訳ございません。この報告書の日付、平成22年の11月27日になっておりますが、これは12月が正しいものです。訂正させていただきます。

公益法人の中で2点指摘をされておりまして、指摘1というところでくくっております。全指定法人につきましては、指定根拠法の検討を通して、その在り方を全面的に見直す。その検討は、関係する審議会等で行うこととする。

指定根拠法令を存置する場合には、その指定先選定理由の情報公開、プロポーザル方式を含む参入要件、新たな指定基準など「新ルール」を制定するということでございます。

こちら、制度の指定自体を言っておりまして、その右側にございます指摘2は、国家試験、国家資格等の試験料、登録料等については、指定を受けた法人が効率的に事業を行うのに必要な費用を賄うに足りる適正な料金となるよう見直す、というこの2点でございます。

それでは、資格制度そのものはどうなっているかというところにつきましては、2ページ目をごらんいただきたいと思います。それぞれの根拠としまして、理容師、美容師、建築物環境衛生管理技術者ということで、根拠法としましては、理容師は理容師法、美容師は美容師法、建築物環境衛生管理技術者につきましては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律でございます。

業務につきましては、それぞれ、資料中ほどにございますけれども、資格取得といったところにつきましては、理容師、美容師につきましては、国家試験の合格、建築物環境衛生管理者につきましては建築物環境衛生管理技術者試験の合格ということでございます。それで、これらをそれぞれ実施している試験実施団体の現状はどうかということになりますが、美容師、理容師の国家資格につきましては、財団法人理容師美容師試験研修センターにおいて実施しております。その指定につきましては、平成2年5月に指定がされているという状況でございます。

それから、建築物環境衛生管理技術者の試験につきましては、財団法人ビル管理教育センターの方で実施されておりまして、指定については昭和 60 年 3 月に指定がされているということでございます。

3 ページ目をごらんいただきたいと思います。「指定制度となった背景」ということで整理をさせていただいております。理容師・美容師国家試験、建築物環境衛生管理技術者試験につきましては、それぞれ、昭和 56 年に設置されました第二次臨時行政調査会によります最終答申、これが昭和 58 年の 3 月 14 日に行われております。その中の、抜粋させていただいておりますけれども、2 行目の後半部分からになります。「理容師、美容師、建築物環境衛生管理技術者等の 21 の資格試験事務については指定試験機関制度等の導入を図る等により、その全部又は一部を民間団体等に委譲する」といったことによりまして、この答申を踏まえた上で、理容師法、美容師法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、それぞれ法改正が行われまして、現在、理容師美容師試験研修センター、ビル管理教育センターの方で実施されているという流れでございます。

4 ページにつきましては、その指定に係る根拠法令でございます。該当箇所につきましてはアンダーラインを引いております。理容師法でいけば第四条の二でございます。

次のページをごらんいただきますと、美容師法につきましては、中ほどにございます第四条の二に指定機関の指定がございます。

6 ページにございますのは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、上から 3 行目ほど、第八条の三項、それから、中ほどにございます第九条の二の二項でございます。

続きまして 7 ページ目をごらんいただきたいと思います。7 ページ目につきましては、指摘で先ほどございました、まず 1 点目の「指定制度の在り方について」ということで、その論点（案）としましてそこに掲げさせていただいております。

まず 1 点目につきましては、指定制度の存続につきまして、国の直接実施と指定法人の実施について、2 点目としましては、競争参入と单一又は複数法人の指定についてということで、公益性、非営利性、公平性、継続性、安定性、効率性といったところの観点からの見方ということでございます。

8 ページをごらんいただきますと、指摘 2 としまして、「手数料の見直しについて」の関係でございます。こちらの論点といたしまして、この（案）でお示しさせていただいていますが、管理費や人件費等、法人運営全般の効率化、2 点目としまして、試験事業の運営の効率化としまして、受験者への利便性に配慮した試験地の確保など、災害等の不測の事態への対応等、こういったことについて考えながら進めて議論していかなければということでございます。

続きまして、9 ページ、10 ページ目につきましては、それぞれの実施団体におきます試験の実施状況をまとめて整理させていただいております。「理容師・美容師国家試験の実施状況」は 9 ページでございますけれども、現在、手数料につきましては 3 万円でございます。こちらは 21 年度に手数料の改定が行われております、受験者数につきましては、

資料でごらんいただいたとおりでございます。

それから、その中ほどの右側には試験事務の収支状況を、20年から22年度まで、収入、支出、それから収支につきまして掲げてございます。

それから、その下につきましては試験問題作成から実施までの過程ということで、どういった手順を踏んでいるかといったところのものを載せさせていただいています。

同じく、建築物環境衛生管理技術者の実施状況につきましては、10ページ目でございますけれども、現在、手数料につきましては1万3,900円、試験内容につきましては、試験科目7科目、試験問題数が180問ということで、受験者数の状況、それから、同じく試験事務の収支状況、問題作成から実施までの過程といったところで整理させていただいております。

ただ、次のページ以降は、この収支関係だとか各実施機関におきます役員名簿、かなり細かい資料がつけておりますけれども、詳細につきましては、大まかな議論の論点等々を踏まえた上で次回以降御説明いただければと考えておりますので、本日は大まかな部分だけ御説明させていただきます。

○堀江生活衛生課長 濟みません。追加させていただきます。実はこれは、7月のときに、この案件を検討会の課題にさせてくださいということでお願いをしています。今そこにいろいろ紹介がありましたけれども、財団法人理容師美容師試験研修センターであったり、あるいは財団法人ビル管理教育センターが、国家試験の実施団体としていることがよくないとかいう指摘があったわけではなくて、「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」というところでのまとめとしまして、国民の目線として、税金や保険料の負担減、官から民への事業、予算の定義及び民間事業の活性化等の視点がありますということで、全指定法人についてその在り方を全面的に見直すというようなことで、医療から、看護から、こういう網をかけて全部見直しますとしたことを去年の12月の時点で決めていまして、それを、今日お諮りしている話について言えば、来年の3月までの間に結論を出してくださいと、このようになっているということあります。

それで、資料6の方で見ていただいたところで、先ほど座長の方からお話をありましたように、参考で来ていただく方もいらっしゃいませんので、かつ、時間も大分押していますので、今日は、そういう議論があったのだなというところをちょっと見ていただいたらというのが1つと、あと、7ページ、8ページのところで、「指定制度の在り方について」、それから「手数料の見直しについて」ということが書いてありますと、手数料が適正な料金となるようにするというのは、不断の努力をしていくしかしようがないのだろうと思っていますし、これを今の料金でいいとか悪いとか、こここの場で当事者なしでやるものなかなか大変だなど。今日の時間配分の設定のあれもありましたものですから、これだけのモノに残したままにしてあるのですけれども、強いて、今日、時間がもしあって少しスタートできるようであれば、7ページの方の「指定制度の在り方について」、指定制度の存続について、あるいは競争参入と单一又は複数法人の指定についてという辺りでちょっと議論

をしていただいたということにして、次回のときに、むしろ1回、3月までの間に、団体の方から、今、適正に、あるいは彼らなりの適正にやっていただいているかというのをお聞きして判断していただくことになるのかなと考えています。

純粹な意味での衛生問題ではないというところがありまして、ただ、衛生的な事業をきちんとしていただく、先ほども別の関係の資格みたいな話が出ていましたけれども、これはまさに国家資格になっているものについての建てつけの話でございますので、この検討会でお願いしているということでございます。

○倉田座長 たしか7月のときに僕がすごい嫌味を言ったと思うのですが、要するに、国が全部民営化しろという話が大きくあったわけですね。その一環で、そういうイエス、ノーまで考えていくことなのかどうかと。料金なんか、例えば民間で決めるとどうでもいいという話に多分なると思うのですね。それで、国家資格という問題は、いろいろなものに全部ありますが、こういうものがない国というのは信用されてないですよ。最初から。そこをきっと踏まえておいて言わないと、民間がやっているということになるとほとんど信用度変わりますから気をつけた方がいいですね。こういうのを議論するときに。

○堀江生活衛生課長 少し時間も経過する中で、これはしっかり検討してくださいということをお願いしているということで、各局とも、どこかのボディでこういうことを検討しているという状況でございます。もともと、もうちょっと早くやらなければいけなかつたのですけれども、震災もあっておくれてきて、7月のときにやっと議論がキックオフできたという状況になっていまして、いろいろ厚生労働省内で幅広い分野で幅広く、今、検討しているという状況にございます。

先ほどの資料6の3ページのところで、新津補佐の方から説明しましたけれども、理容師・美容師国家試験はもともとは都道府県がやっていたものが、法改正で指定試験機関ということで指定されましたし、その後、国家資格化しているわけでございます。それから建築物環境衛生管理技術者については、もともと国がやっていたものが、法律改正をして、指定試験機関でやっていただくような形にしてきているということでございまして、まさにそのためにお願いしてきたものを、これでいいかどうかということをもう一回確認してほしいと、こういうことだと思います。

○倉田座長 看護の方でも、看護師の資格は国家資格になっていますが、准看もみんなそう、前はみんな各都道府県で勝手にやっていたんですね。そういうのがなぜまずいかといったら、試験の内容がばらばらだということで、今、統一されてきて、そのようなものまでまた各自勝手にやればいいという、法人化すればいいということになりかねない話なのだけれども、実態は困ってしまうということが普通に起こるということを、行政がけしからんと言っている方々に常識がない方が非常に多くおられるということも、私、危惧しているところなのです。

だから、そういうところで少し物事は考え方を変えていかなければいかん。大分流れも変わってきてていると思うのですが、それも、また次回ちゃんと説明していただくとありが

たいですね。この会議は何をやるのだということを明確に。

○堀江生活衛生課長　はい。それで、8ページ、繰り返しになりますけれども、試験の手数料とか登録料ということは、合理的、適正である以外のものというのにはあり得ない話だと思いますので、それは適正であればいいし、適正でなければ見直していただくしかないということだと思います。

指定制度の存続、それは存続なのか存廃なのかですけれども、国が直接実施するのか、指定法人が実施するのか、あるいはまたもっと別のところでも競争的にさせるのかみたいな話だろうと思いますし、今の、ちょっとかぶつてしましましたけれども、競争参入、単一又は複数法人の指定、それは効率性を考えたらほかの考え方もあるでしょうということはありますけれども、公平性だと公益性、非営利性、継続性、きちんと続けていただけるようにする、それから公平性、あっちとこっちとで違う水準のレベルの試験があった、あるいは違う合格の難しさがあったということも余り公平でないと。この辺をあえて抽象的な価値に置き直すとこういうことと考えております。

○倉田座長　それでは、この会議自体はこれでよろしいですか。

あと、後ろについている紙はどうしますか。参考資料1、2、3、これはいいのかな。

○堀江生活衛生課長　それで、これもお見せするのがちょっとつらいところですが、今の部分を括弧で外しますけれども、参考資料5というのがございまして、見ていただけたらと思います。横表でございます。

今、建築物衛生法の部分だけ取り出して、そこの右上に、茶色っぽい四角で「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会報告」と書いてあるのは、今お話しした話で、指定試験機関の指定の法令の検討、それから試験料を見直すことみたいな、これはちょっと簡潔に書いてありますけれども、そのほかに、総務省からも行政勧告というのがございまして、ビル管理関係だけで今これだけのことが宿題になっていて、それで、黒い部分はそれぞれの担当の法人で検討していただいたらしいということで、もう役所から検討依頼を出しています。

ですから、この赤い部分については、上も下もですけれども、第三者的なところで検討してくださいというようなことになってございまして、上の方はいいのですけれども、一番下のところに、細かくて、何の話をしているのだろうと思われると思うのですが、ビル管理法に基づきますところの清掃作業従事者等に関する登録制度の研修についての実施頻度、在り方についても、総務省からの勧告で、見直すように、在り方について検討してくださいと言われていますので、余り御負担はかけない範囲ですけれども、適正にちょっと検討しなければいけませんので、次回、あるいはそれ以後にちょっとまた御審議いただくようなことになろうかと思いますので、よろしくお願ひします。

○倉田座長　ということですので、後半の部分、私、大分不適切な発言をいたしましたが、それはお許しいただいて、議事録から省くものは省かせていただきますが、それでは、今日はこれでよろしいですね。

どうも時間超過して申し訳ありませんでした。今日はこれで終わりにいたします。特に今日の2番目のものは、いろいろ今後も注視していく必要があるかなということもありますので、どうぞよろしくお願ひします。

それでは、これにて今日の議事は全部終わりといたします。ありがとうございました。